

令和7年度知的財産保護包括協力推進事業（知的財産に関する日中共同研究調査）に係る入札可能性調査実施要領

令和7年1月24日
特許庁
総務部
国際政策課

特許庁では、令和7年度知的財産保護包括協力推進事業（知的財産に関する日中共同研究調査）事業の受託者選定に当たって、一般競争入札に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、入札可能性調査登録用紙（別添1）に記入の上、5. 提出先・問合せ先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

本事業は、日中の政府機関や学術機関等と緊密に連携し、産業財産権制度・運用における課題の共同研究を行い、日中の有識者や政府機関関係者、ユーザー等の意見を踏まえつつ中国の産業財産権制度に対する改善提案を取りまとめて中国政府機関等への周知を行うとともに、その結果を共同研究調査の成果として日本国特許庁（以下、「当庁」という。）にフィードバックするものである。

(2) 事業の具体的内容

① 産業財産権法及び隣接法に係る制度・運用（審査・エンフォースメント等）の改善に資する日中の研究者による共同研究の実施

(ア) テーマ設定：中国における権利の取得・行使に関して改善を要する課題を明らかにしたうえで、共同研究のテーマを設定する。

(イ) 連携機関及び研究者の選定：研究テーマに応じ、中国政府機関・学術機関と連携して、中国の産業財産権法及び隣接法に関する豊富な見識と経験を有し、日本の産業界に資する改善提案を行うことができ、かつ、中国における法改正に深く関与することができる中国の研究者を中国側共同研究者として選定する。

- (ウ) 事務局機能：共同研究の事務局として、共同研究に必要な研究者のサポートを行う。
- (エ) 研究者会議の開催：共同研究中に日中の研究者が参加して行う研究者会議を少なくとも2回実施する。
- (オ) 共同研究の改善提案の作成：研究内容を踏まえ、研究者に中国における法制度に関する改善提案を作成させる。
- ② 産業財産権法及び隣接法の所管省庁等の知財に関する中国政府機関や学術機関等の知財関係者の日本への招へい並びに日本の有識者及びユーザー（出願人・弁理士等）との意見交換の実施
- ③ 日本の研究者の中国への派遣及び日中の研究者と産業財産権法及び隣接法の所管省庁等の知財に関する中国政府機関等との意見交換の実施
- ④ 産業財産権制度等に関する改善提案の取りまとめ（知的財産に関する日中共同研究調査報告書の作成）

(3) 事業期間

契約締結日から令和8年3月31日まで（予定）

(4) 事業実施条件

以下のすべてを満たすこと（詳細は仕様書参照）。

- ① 研究を行うために日中双方の産業財産権制度に関する高度な専門知識を有し、日中双方の最新の知財情勢を踏まえた課題の設定を行うこと
- ② 日中での法制度及び共同研究にかかる中国における法改正に影響する研究者のネットワーク（大学、学術機関等）を日中双方に持ち、研究適任者の選任ができること
- ③ 中国関係機関・関係者と共同研究の進行や意見交換会、ワークショップ等の円滑な実施が行えること

2. 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、5. に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和7年1月28日（火）15時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和7年1月29日（水）13時30分

3. 参加資格

- ・ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・ 提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

- ①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・ 産業財産権法及び隣接法に係る制度・運用（審査・エンフォースメント等）の改善に資する日中の研究者による共同研究の実施
- ・ 産業財産権法及び隣接法の所管省庁等の知財に関する中国政府機関や学術機関等の知財関係者の日本への招へい並びに日本の有識者及びユーザー（出願人・弁理士等）との意見交換の実施

- ・日本の研究者の中国への派遣及び日中の研究者と産業財産権法及び隣接法の所管省庁等の知財に関する中国政府機関等との意見交換の実施
- ・産業財産権制度等に関する改善提案の取りまとめ（知的財産に関する日中共同研究調査報告書の作成）

②総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書（別添2）を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下のURLの通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他担当課室において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍）、④情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添3）

の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。なお、本事業は、令和7年度当初予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者とするものとします。

- ・委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとする。

- ・「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

5. 提出先・問合せ先

〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3

特許庁総務部国際政策課 生駒、川添

電話：03-3581-1101（内線2561）

メールアドレス：PA0860@jpo.go.jp

※可能な限りメールアドレスへご提出ください。やむを得ず郵送する場合は、上記の電話番号へ郵送する旨をご一報いただき、6.記載の提出期限必着でお願いいたします。

6. 提出期限

令和7年2月14日（金）15：00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札を実施することがあります。

7. 配布資料

仕様書

入札可能性調査登録用紙

再委託費率が50%を超える理由書

情報取扱者名簿及び情報管理体制図